

§ 6 特別募集 [インクルーシブ教育実践推進校特別募集] (二次募集を除く。)

I 志願資格

インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願者は、前記 § 1 の I の 1 に該当する知的障害のある者であって、かつ、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

高等学校名	課程・学科
県立城郷高等学校	全日制の課程 普通科
県立横浜南陵高等学校	全日制の課程 普通科
県立保土ヶ谷高等学校	全日制の課程 普通科
県立霧が丘高等学校	全日制の課程 普通科
県立白山高等学校	全日制の課程 普通科
県立上矢部高等学校	全日制の課程 普通科
県立川崎北高等学校	全日制の課程 普通科
県立菅高等学校	全日制の課程 普通科
県立橋本高等学校	全日制の課程 普通科
県立上鶴間高等学校	全日制の課程 普通科
県立津久井浜高等学校	全日制の課程 普通科
県立湘南台高等学校	全日制の課程 普通科
県立茅ヶ崎高等学校	全日制の課程 普通科
県立厚木西高等学校	全日制の課程 普通科
県立伊勢原高等学校	全日制の課程 普通科
県立足柄高等学校	全日制の課程 普通科
県立綾瀬高等学校	全日制の課程 普通科
県立二宮高等学校	全日制の課程 普通科

2 募集期間

募集期間は、次のとおりとする。

募集期間
令和6年1月24日(水)午前0時から1月31日(水)正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 志願は、一の高等学校に限る。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
- (3) インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、インクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)に中学校長の職印の押印を受け、インクルーシブ教育実践推進校特別募集面接シート(第33号様式)と併せて志願先の高等学校長に提出する。提出方法、期間等は、前記 § 1 のⅢの4の(1)及び(2)のアの規定を準用する。
- (2) その他の手続については、前記 § 1 のⅢの2の(1)、(3)、(5)及び(6)の規定を準用する。

3 中学校長が行う手続

中学校長が行う手続は、前記 § 1 のⅢの4の(1)、(2)のア及び(3)の規定を準用する。

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記 § 1 のⅢの5の(3)のアの規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記Ⅲの2による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、志願した高等学校にかかわらず、募集期間を同じくする一般募集及び特別募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。

2 志願変更の期間

志願変更の期間は、次のとおりとする。

志願変更の期間
令和6年2月5日(月)午前0時から2月7日(水)正午まで

3 志願変更の手続

志願変更の手続については、前記§1のⅣの3の(1)、(3)から(5)の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

面接とする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和6年2月15日(木)及び2月16日(金)のうち、当該高等学校長が指定する期日

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

4 検査の時間

検査の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

5 検査を受検しなかった者の取扱い

(1) 追検査

インクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、インフルエンザ等の感染症の罹患、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合、痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により面接を受検できなかった志願者の中で、追検査を受検を希望する者を対象として次により実施する。

ア 受検の手続

追検査の受検を希望する者の在籍中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)を、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。

なお、提出期間及び受付時間は次のとおりとする。

提出期間	受付時間
令和6年2月15日(木)から2月19日(月)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	2月15日(木)は、午後1時から午後4時まで 2月16日(金)は、午前9時から午後4時まで 2月19日(月)は、午前9時から正午まで

イ 追検査の内容

面接とする。

ウ 追検査の期日

追検査の期日は、次のとおりとする。

追検査の期日
令和6年2月20日(火)

エ 追検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

オ 追検査の時間

検査の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、追検査受検許可書により、追検査受検予定者に指示する。

(2) その他

前記(1)以外の対応に係る取扱いについては、県教育委員会が別に定める。

6 選考の方法

(1) 選考にあたって当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として、総合的に選考し合格者を決定する。

(2) その他

前記 § 1 の V の 7 及び 8 の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付場所
令和6年2月28日(水)午前9時 インターネット出願システム上で確認する。	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)

VI 県教育長の志願の承認

前記 § 1 の VII の規定を準用する。

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 の VIII の規定を準用する。

VIII その他

前記 § 1 の IX の 1 の(1)、及び2から4の規定を準用する。